

農林水産省における太陽光発電の導入に関する整備計画

（令和6年3月29日）
農林水産省

「政府施設における太陽光発電の率先導入について」（令和5年9月27日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、農林水産省における太陽光発電の導入に関する整備計画を定める。

1. 太陽光発電の導入目標

（1）設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の考え方について

太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する2022（令和4）年度実施状況調査」（以下「FU調査」という。）において、簡易判定基準（参考）を定めている。本基準を踏まえ、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、以下のとおり整理する。

建築物：農林水産省が保有する、建築基準法（昭和25年法律第201号）におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準でA判定（設置可能性が高い）、B判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷 地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準でA判定（設置可能性が高い）、B判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

また、簡易判定基準で、C+判定（その他の要因がある）、C-判定（技術的要因がある）の建築物、敷地についても、既に太陽光発電が導入されている場合や、追加で導入される場合がある（※）。こうした建築物、敷地がある場合は、設置可能な建築物、敷地に含めるものとする。

※例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電設備を導入済みで空きスペースがない場合はC-判定となる。

上記の考え方による農林水産省の設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量は下記のとおり。

表1. 農林水産省における太陽光発電を設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量

判定	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	建築物	敷地	合計	建築物	敷地	合計
A	28	0	28	1,384	0	1,384
B	196	17	213	5,779	1,092	6,871
A及びBの 計	224	17	241	7,163	1,092	8,255

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある

※表中の数値はFU調査の進捗に応じて今後変わり得る。

また、農林水産省における本省及び各地方支分部局ごとの設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量は下記のとおり。

表2. 農林水産省における本省・各地方支分部局ごとの太陽光発電を設置可能の件数と設置可能容量

	件数 [件]			設置可能容量 [kW]		
	A 判定	B 判定	合計	A 判定	B 判定	合計
農林水産本省（林野庁、水産庁含む）		1	1		55.0	55.0
東北農政局		8	8		300.1	300.1
関東農政局	5	11	16	172.4	309.3	481.7
北陸農政局		8	8		239.2	239.2
東海農政局		4	4		81.3	81.3
近畿農政局	3	3	6	69.4	91.3	160.6
九州農政局	2	18	20	88.9	395.5	484.4
農林水産研修所つくば館		2	2		30.8	30.8
農林水産研修所つくば館水戸ほ場	1	5	6	36.1	923.0	959.1
農林水産研修所（本所高尾）		6	6		388.6	388.6
横浜植物防疫所	2	7	9	55.6	90.3	145.9
名古屋植物防疫所		1	1		32.0	32.0
門司植物防疫所		1	1		12.1	12.1
動物検疫所（本所）		7	7		143.0	143.0
動物検疫所羽田空港支所		1	1		70.1	70.1
動物検疫所神戸支所		4	4		47.1	47.1
動物検疫所門司支所	1	5	6	47.4	158.9	206.3
動物医薬品検査所	5		5	278.5		278.5
北海道森林管理局		2	2		92.5	92.5

東北森林管理局		26	26		1,340.1	1,340.1
関東森林管理局		22	22		258.8	258.8
中部森林管理局	1	11	12	47.5	411.9	459.4
近畿中国森林管理局		10	10		476.4	476.4
四国森林管理局		8	8		160.0	160.0
九州森林管理局	2	39	41	9.0	591.4	600.4
森林技術総合研修所・森林技術総合研修所林業機械化センター	1	1	2	50.0	67.5	117.5
水産庁新潟漁業調整事務所		1	1		22.5	22.5
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター	5	1	6	528.9	82.5	611.4
合計	28	213	241	1,383.6	6,871.1	8,254.7

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

※表中の数値は FU 調査の進捗に応じて今後変わり得る。

また、簡易判定基準で A 判定、B 判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合を考えられることから、今後、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物、敷地は必要に応じ適切に見直すこととする。

(2) 件数ベースでの目標について

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)において、「太陽光発電の導入」に係る目標は、「2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す」とこととされている。本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物、敷地の件数をベースとするものである。

設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の件数については、(1) の考え方従って算出し、この算出値の約 50%以上の値を農林水産省における件数ベースの目標とする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電目標が定められた 2021 年度以前に太陽光発電設備が導入された建築物の件数も含むものとする。

導入済みの件数については、以下のとおり計算するものとする。

建築物：導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光設備が導入されていれば導入件数1件と数える。

敷地：建築物1件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同一住所で1件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光設備が導入されていれば導入件数1件と数える。

本計算方法に基づく農林水産省の件数ベースのポテンシャルと目標は下記のとおりとなり、約124件以上となる。

表3. 農林水産省における太陽光発電の件数ベースの導入目標

A, B 判定の件数	241 件
C+, C-判定での導入済件数	6 件
導入ポテンシャルの件数	247 件
導入目標件数（ポテンシャルの約50%以上）	約124件以上

※表中及び目標の数値はFU調査の進捗に応じて今後変わり得る。

(3) kW(設備容量)ベースでの目標について

エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである6.0GWの推計は、下記のとおり行われている(※)。

- ① 既設を含む国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能な設備容量のポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの約50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から既設相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。

※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第34回) 資料4
(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf)

農林水産省におけるkW(設備容量)ベースでの目標についても同様の考え方とする。すなわち、下記のとおり計算するものとする。

- ① 既設を含む、(1)の設置可能な建築物、敷地におけるkW(設備容量)ベースでのポテンシャルを求める。
- ② ①の全体のポテンシャルの約50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から2021年度までの既設分の設備容量を差し引く。

なお、本目標は、FU 調査の設問のうち、「建築物の屋根や屋上の空きスペースの面積」及び「太陽光発電を設置できる敷地の空きスペースの面積（常時用途のない、障害物のないまとまつたスペースの面積）」の回答値から簡易的に算出された設置可能容量目安から設定している（面積m²÷8（1kW 発電するのに8m²要すると想定）=設置可能容量目安 kW）。本計算方法に基づく農林水産省の kW(設備容量) ベースの目標は下記のとおりとなり、約 4,072kW 以上となる。

表 4. 農林水産省における太陽光発電の kW (設備容量) ベースの導入目標

	建築物	敷地	合計
2021 年度までの既設の設備容量 [kW]	111	0	111
A 判定の合計 [kW]	1,384	0	1,384
B 判定の合計 [kW]	5,779	1,092	6,871
全体のポテンシャル [kW]	7,274	1,092	8,366
全体のポテンシャルの 50% [kW]			4,183
新規導入の目標			約 4,072kW 以上

※表中及び目標の数値は FU 調査の進捗に応じて今後変わり得る。

2. 太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入量

農林水産省の 2023 年度までの太陽光発電導入実績は下記のとおり。

- ・2023 年度までの件数ベースの導入実績：11 件
- ・2022 年度、2023 年度に導入された設備容量：0kW

2030 年度の目標達成に向けて、2024 年度以降に導入が必要な太陽光発電の導入量は下記のとおり。

- ・導入件数：約 113 件（導入済みの建築物・敷地への導入は除く）
- ・設備容量：約 4,072kW

※目標の数値は FU 調査の進捗に応じて今後変わり得る。

3. 導入に向けた取組について

2030 年度に向けた太陽光発電の計画的な導入にあたり、大臣官房参事官（経理）にて省内全体（本省及び各地方支分部局）における導入に係る工程表（別紙 1）を作成するとともに、FU 調査結果や「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（令和 4 年 6 月 3 日農林水産省改定。以下「実施計画」という。）に定める農林水産省実施計画推進のための事務局（以下「推進事務局」と

いう。) の意見等を踏まえて、ポテンシャルから候補の絞り込みを行い、太陽光発電の導入計画(別紙2)にまとめる。推進事務局においては、別紙2のうちそれが管理する建築物・敷地について、実施可能な場所から順次、太陽光発電導入に係る詳細な調査等を実施計画に定める地方部局環境管理責任者が中心となって進める。この結果を踏まえ、大臣官房参事官(経理)は別紙2を更新する。

(1) 工程表

- 2030年度目標達成に向けた工程表は(別紙1)のとおり。

(2) 導入候補箇所の調査・検討

- 導入ポテンシャルがある建築物・敷地について、設置可能容量や設置可能性を考慮し、候補の絞り込みを行う。
- 候補の絞り込みにおける基本的な考え方は以下のとおり。
 - 農林水産省が保有している建築物及びそれに付随する敷地を対象とする。
 - 電力需要が大きく、最大限太陽光発電を導入した場合も、日常的に発電量を使い切ることができる本省での導入を最優先に検討する。
 - 本省以外の建築物等については、電力需要の大きさに加え、災害時の避難場所である、市街地に在し被災者支援拠点等になり得る、又は停電時も災害対応のため継続して業務を行う必要がある等、災害時のレジリエンス強化の必要性が高いものへの優先的な導入を検討する。
 - その他、以下の建築物・敷地は候補から除く。
 - 職員が常駐していない建築物・敷地
 - 時限で設置されている官署(例:国営土地改良事業所等)
 - 早期に農業目的で農業者に売払う等、特定の政策目的を実現するために所有している財産(例:国有農地、国有林野等)
- 候補となる建築物・施設について、必要な情報収集や調査、検討を順次実施する。
- 確認、検討の基本的な内容は以下のとおり。
 - 外部への発注等により太陽光発電の導入に係る詳細な調査等を行う。その際、例えば以下のような手法により、設置可否や経済性を確認する。
 - 候補となる建築物・施設に関する各種図面を確認する。
 - 候補となる建築物の屋根の耐荷重等を確認する。
 - 経済性の評価のため、発電した電気を利用する施設における電気料金明細書等を確認する。
 - その他、系統接続のしやすさやその土地の気象に応じた追加設備の必要性等、立地条件によっても必要な対応が異なるため、詳細な調査から得られた知見やその建築物の特徴や周囲の状況等に応じて、柔軟に確認事項を検討する。

- 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の積極的な導入を併せて行う。
- 合同庁舎の場合、入居する省庁間での調整が必要となるため、連携して検討を行う。

(3) 具体的な太陽光発電の導入計画

- (1) (2) を踏まえて、令和5年度時点で太陽光発電の導入を計画している建築物・敷地は、(別紙2) のとおり。なお、既に太陽光発電の導入を計画している建築物・敷地については、着実に導入を進める。
- 追加的に設置が可能な場所があるか否かは、継続的に検討を行う。

(4) その他

- ペロブスカイト太陽電池により、これまで形状や耐荷重の観点から設置が困難であった屋根や壁面への導入が期待される。現在、民間企業において技術開発に向けた競争が進んでいるが、その進捗状況等も踏まえて導入を検討する。なお、導入にあては、ペロブスカイト太陽電池の早期社会実装の一端を担う観点から、本省での導入を先行して進め、率先して需要創出をする姿勢を示す。

4. 整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・点検は、推進事務局において行う。

5. 整備計画の見直しについて

○本計画の1. で示したポテンシャルや導入目標は、簡易判定基準に基づくものであり、詳細な調査や現場の状況の変化等により変わり得るものである。このため、毎年度の政府実行計画のFU調査や、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、3. (2) での導入候補箇所の調査・検討の結果、4. の点検結果等を踏まえ、隨時見直し、精緻化等を行い、本計画に反映するものとする。

○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C-
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画	建替え予定：2030 年度以前	B
	建替え予定：2030 年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030 年度以前	C-
	建物廃止予定：2030 年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030 年度以前	C-
	解体予定：2030 年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20 m ² 未満	C-
	20 m ² 以上	A

屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根(瓦)	B
	傾斜屋根(金属)	A
	スレート屋根(大波スレート除く)	A
	大波スレート屋根	C-
	曲面屋根	B
	テント式屋根	C-
	その他	B
建築物における電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、若しくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C-
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m未満	B
	100m～500m未満	B
	500m～1km未満	B
	1km以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm未満	A
	100cm～150cm未満	A
	150cm～200cm未満	B
	200cm以上	C-

廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度以前	C-
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A
敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、若しくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペースの面積	20 m ² 未満	C-
	20 m ² 以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20 m ² 以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20 m ² 以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
PV設置できない他の要因	ある	C+

工程表

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
ポテンシャルの精緻化							
		毎年度の政府実行計画のフォローアップ調査において全建築物・敷地の調査を行い、継続して導入ポテンシャルを精緻化					
予算の確保							
		導入候補箇所における詳細な調査の実施に必要な予算(2025年度)を要求					
			導入候補箇所における詳細な調査の実施に必要な予算を要求				
				設置に要する予算を要求			
					設置に要する予算を要求		
太陽光発電の導入計画の具体化・精緻化							
		・詳細な調査を実施 ・調査結果を踏まえ、導入場所・時期を検討し、導入計画を具体化					
			必要に応じて随時調査を実施				
太陽光発電の導入							
		既に導入を計画している場所で導入					
			導入が確定した場所で導入				
				具休化した太陽光発電の導入計画に基づき、導入を進める。			

太陽光発電の導入計画

別紙2

番号	本省・ 地方支分部局名	場所	所在地	調査期間	調査結果	導入時期	設備容量 [kW]	備考
1	動物医薬品検査所	本庁舎	茨城県つくば市観音台2-1-22、 2-1-23	調査済み	屋上に170.3kW 導入可能	令和7年4月予定	20kW 予定	
2	農林水産研修所	水戸ほ場庁舎	茨城県水戸市鯉淵町 5930-1	調査済み	土地に10kW 導入可能	令和7年4月予定	10kW 予定	
3	北海道森林管理局	根釧西部森林管理署 鶴居森林事務所庁舎	北海道阿寒郡鶴居村西4丁目番外地	調査済み	屋上に5.625kW 導入可能	令和7年3月予定	5.625kW 予定	

※導入が確定している場所について記載。

(参考) 導入済み場所

番号	本省・地方支分部局名	場所	所在地	設備容量 [kW]
1	本省	農林水産省本省庁舎	東京都千代田区霞が関 1-2-1	28
2	東海農政局	木曽川水系土地改良調査管理事務所 犬山頭首工管理所	愛知県犬山市大字犬山字北古券	3
3	近畿農政局	土地改良技術事務所 庁舎	京都府京都市伏見区深草大龜谷大山 町官有地	3.84
4	中国四国農政局	中国四国農政局 庁舎	岡山県岡山市北区下石井 1-4-1	15
5	中国四国農政局	高知県拠点 庁舎	高知県高知市本町 4-3-41	10
6	九州農政局	長崎県拠点 庁舎	長崎県長崎市岩川町 16-16	5
7	横浜植物防疫所	横浜植物防疫所つくばほ場 土壤消毒棟	茨城県つくば市長峰 1-7	10
8	横浜植物防疫所	横浜植物防疫所つくばほ場 土壤病害虫検定施設	茨城県つくば市長峰 1-7	15
9	動物検疫所神戸支所	神戸支所苅藻検疫場 検査棟	兵庫県神戸市長田区苅藻通 7-1-7	10
10	動物検疫所門司支所	門司支所新門司検疫場 庁舎	福岡県北九州市門司区新門司北 3-1-2	6
11	関東森林管理局	福島森林管理署白河支署・表郷森林 事務所 庁舎	福島県白河市郭内 128-1	5
合計				110.84